

会 議 録

審議会等の 名称	平成30年第2回教育委員会（定例会）
開催日時	平成30年2月15日（木）14:00～15:30
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公 開の区分	部分公開
出席者	藤本教育長、宮原委員、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、山本委員
欠席者	
事務局	中谷教育部長、磯部教育部次長、原田教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、江山学校教育課長、井上社会教育課長、原田中央図書館副館長、磯部文化財保護課長、石川教育総務課主幹
付議案件	議 案 （1）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について （2）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について 報告事項 （1）山口市いじめ防止基本方針について
	<p>藤本教育長 ただいまから、平成30年第2回教育委員会（定例会）を開会いたします。</p> <p> 本日の会議録の署名は、横山委員さんと山本委員さんをお願いいたします。</p> <p> 本日は、議案2件、報告事項1件となっております。</p> <p> それではまず、公開・非公開を確認いたします。</p> <p> 議案第1号及び第2号につきましては、市議会に上程する案件でございますので非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p> 非公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p> （全員挙手）</p> <p> それでは、議案第1号及び第2号については、「山口市教育委員会会議規則第9条の2」に基づき、秘密会により審議いたします。</p> <p> 本日は、審議する順番を公開できるものからはじめたいと思います。</p> <p> それでは、報告第1号「山口市いじめ防止基本方針の改定について」、事務局からお願いします</p>
江山学校教 育課長	<p>山口市いじめ防止基本方針の改定についてお知らせいたします。</p> <p>先日お配りした資料⑤になります。山口市いじめ基本方針の案、A3</p>

版の概要、それから、⑥については後ほど説明いたしますが、お手元にありますA3版の概要をもとに説明させていただきます。

いじめは、人間として絶対にしてはならないという意識を児童生徒、教職員、保護者、地域で共有し、地域全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的に、山口市いじめ防止基本方針を平成26年5月に策定いたしましたところでございます。

この山口市いじめ防止基本方針は、3年経過を目途として見直しを検討し、改定していくこととしておりますことから、3年間のさまざまな問題や平成29年3月の国の基本方針の改定、及び平成29年12月の県の改定を参考に、山口市いじめ問題調査委員会、山口市いじめ対応検証委員会、山口市いじめ問題対策連絡協議会での意見を踏まえて改定作業を進めてまいったところでございます。

この山口市いじめ防止基本方針の目的は、「市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現をめざす」でございます。

いじめ防止対策の基本理念としては、「学校、家庭、地域、関係機関が一体となって『未然防止』『早期発見』『早期対応』に取り組む」でございます。

この理念を実現するために、子どもたちの豊かな人間関係づくりと地域の総力をあげたきめ細やかな対応の2つを重点取り組み事項としております。

このような基本的な考え方のもとで、第2章では、市が実施する施策、第3章では、学校が実施する事項、第4章では、重大事態への対応、第5章に、その他の重要事項、巻末に関連資料を載せております。章立てについては、改定前のものと変えておりません。

この概要の図の中の黒い四角のマークの部分につきましては、改定により新たに加えた部分でございます。

今回の改定で、特に重視した点や新たに加わった部分について説明いたします。

まず、第1章で、いじめの定義について詳しく載せた後に、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるという点についておさえております。このことを共通理解した上で、いじめに対しての取り組み、予防や初動対応の徹底を図ることとしております。

第2章、いじめ防止等のために市が実施する施策について。

新たに加えている部分については、大項目の2の施策の推進の中の(2)学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成、(9)インターネットや携帯電話等を利用したいじめ防止等への支援、(10)いじめに関する調査研究等の実施、(11)学校相互間の連携協力体制の充実・強化でございます。

大項目の2の教育委員会による学校の指導・支援においては、(2)校長会や教頭会、生徒指導主任会等での指導を加えております。これは、いじめのない学校、いじめのない社会にするための心の育成にかかわる部分、それから、現在の課題への対応、また、この方針の徹底のための指導について書き加えているものでございます。

第3章には、いじめの防止のために学校が実施する事項を示しております。

大項目の3、人権が尊重される学校づくり、4、心の教育の充実といじめへの正しい理解、8、いじめの解消について、この3項目について追加掲載をしております。

また、大項目の5のいじめの「未然防止」「早期発見」に向けた具体的な取り組みについては、改定前に、2ページで扱っていたものを、これまでの取り組みの課題等を踏まえて、6ページとして内容を詳しく記載しております。

大項目の6のいじめへの「早期対応」については、初動対応の重要性を踏まえ、速報カードの提出からの対応等について詳しく載せると同時に、ネットによるいじめの対応についても詳しく記載しております。

大項目の7、いじめ防止等に向けた家庭(保護者)・地域との連携についても、具体的な取り組み等について詳しく記載しております。

次に、第4章重大事態への対応でございます。

改定前は、2ページ半の記載でしたが、本市で起こった事案に対応した中において、具体的に不明確な部分が多かったことから、いじめられている児童生徒への対応や、いじめている児童生徒への対応、調査委員会の設置等について詳しく記載しております。

巻末の参考資料には、これまで載せていた相談窓口一覧表のほかに、対応検証委員会の中で意見をいただきました自殺に関することについて、文部科学省からの通知等を載せております。

以上のようなことから、改正案は、平成26年の初版の約2倍のボリュームとなっております。これまでの3年間の課題を踏まえ、具体的な取り組みを入れたこと、いじめは、正しい認識と「早期発見」「早期対応」の重要性、いじめられている児童生徒を守りとおすとといった点に重点を置き、改定案を作成いたしましたところでございます。

また、「早期対応」に関係しますいじめ速報カードにつきましては、改良を加えながら、現在、市内の小中学校で既に使用しております。

今後は、この基本方針について、本市のホームページに公表し、市民の皆様にご理解をいただくとともに、各小中学校、関係機関に冊子を配布し、各学校及び教職員の一人一人の心にしっかり届くよう、機会を設けて研修を行い、いじめのない社会を目指してまいります。

以上が、このいじめ防止基本方針の改定についてですが、もう一つ資料を配付しております。資料⑥のいじめ事案に係る学校等の対応に関する検証報告書（公開用）について、説明をさせていただきます。

これは、公開用でございますので、本日、机上に置きました検証報告書、これがもとになるものです。これを、このまま出すとまた個人情報となりますので、公開用についてとなっております。

それでは、説明をさせていただきます。

平成27年に、市立中学校において発生し、いじめの重大事態とした事案につきましては、既に山口市いじめ問題調査委員会により調査が行われ、平成28年12月8日に調査報告書が教育委員会に提出されております。

本調査委員会の調査目的は、事案発生に至る事実確認を主眼とするものであったため、事案発生後における学校及び教育委員会の対応につきましては、任意の委員会である山口市いじめ対応検証委員会を設置いたしまして検証を行い、このたび1月29日に検証報告書が提出されたところでございます。内容の概要につきまして、公開用で説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。検証報告書の構成は1「はじめに」から6「おわりに」までの6つの項目からなっております。

学校の対応についての検証は、4ページの上段を御覧ください。

学校及び教育委員会の初動対応について、事案発生直後において、まずは、被害生徒の心身の安全確保について対応すべきであったところを、学校等と被害生徒の保護者との間に認識のずれがあったことから信頼関係を築くことができず、さまざまな対応がおくってしまったことや、教職員からの情報共有や役割分担ができておらず、組織的な対応ができていなかったことなどが指摘されております。

教育委員会の内容についての検証は、6ページの中段を御覧ください。

ここでは、学校におけるいじめ事案のケースごとに関する対応について、特にいじめの重大な事態とするような事案に対して、とるべき具体的な方策などが整理できていなかったこと、国のいじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止のための基本的な方針や、市のいじめ防止基本方針の内容の周知徹底や理解が、学校においても教育委員会においても十分でなかったことにも起因することなどが指摘されております。

最後に、その他として7ページの下段を御覧ください。

ここでは、本市が小・中学校においてコミュニティ・スクールや地域協育ネットの取り組みにより、地域とともにある学校づくりが進められていることから、地域の人材を活用することによって、児童生徒に対する道徳・人権教育の充実などを図ることや、管理職を含む教職員の意識や資質の向上を図ることの必要性等について御指摘をいただいております。

	<p>す。</p> <p>本対応検証委員会におきましては、本市のいじめ防止基本方針の改定につきましても意見交換をしていただいております。本対応検証委員会の御意見や御指摘を受けましたことについて、本市のいじめ防止基本方針の改定に反映させることで、総合的ないじめ防止対策の取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>初めに説明いたしましたいじめ基本方針につきましては、この検証委員会の報告を踏まえて作成をいたしております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
藤本教育長	<p>これはよろしいですね。</p> <p>では、報告第1号について、意見または御質問等がございましたらお願いいたします。佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>こちらの5番の方針が載っているものについて、3ページですけど、表現の話ですが、2のいじめ防止等の対策に関する基本理念のところの上から5行目ですが、「暴力を伴ういじめ」とともにと書いてありますが、これは、暴力を伴わないいじめであっても生命や身体に重大な危険を生じさせるというところに、「暴力を伴ういじめ」とともにというのが、何か、あわさらないというふうに思えるので、「暴力を伴ういじめ」と同様にとか、何かそういうほうがわかりやすいという気がしました。</p> <p>また、本質的なこととは違うのですが、9ページのところの文章で、(2)の校長会や教頭会というところですけど、1行目のところ、「毎月開催されている校長会の場や教頭会等において」とあり、校長会のほうだけ「の場」とついているので、この「場」は後に持ってくるか、両方「場」をつけたほうが良いと感じました。</p> <p>以上です。</p>
藤本教育長	<p>ありがとうございました。山本委員。</p>
山本委員	<p>7ページの一番上の(3)人材の確保ですが、2段構えでできていますが、「また」から、実は一文で非常に長いのですが、読んでいくと、指導主事が云々というのが最初の行にありますけれども、指導主事という、この、特に山口市さんは指導主事が積極的に学校に出向いていて、いろいろな指導とかを果たされているということで、強調したかったのだらうなと思うのですが、これがあるばかりに読みにくくなっている。だから、いじめ等が発生した場合、そこから下の段の「いじめ問題の解決に向けた対応策を検討し」というふうにつなげて何ら意味に問題がないし、ここで言いたいのは、人材の確保という項目に沿って、人材の確保について言いたいわけですから、この指導主事が学校と連携を図りながら云々というのは、むしろ次の9ページの(1)で指導主事の学校担当制による情報共有とありますが、この中の担当指導主事の仕事の中に各機関との連携調整という文言を入れれば、それが読み取れる</p>

のではないかと思います。

それから、7ページに戻って(6)です。講演会等の充実についてですが、1行目に「啓発のために」とあって、そして、次の行に「徹底するため」とあって、「ため」、「ため」になって文脈がどうかと思いました。

あとは、感想めいたことになるし、何か自分でも自分の中で解決がつかないことを話ししていいのかどうかということがあるのですけれども、私も現場にいるときから、このいじめ防止の学校の基本計画をつくるときに、国があって、県があって、市があって、学校があってといった場合に、何とかしてその学校としての独自性を出したいというふうな気持ちがとても強くて努力はしてみたのですが、なかなかできないですね。

このいじめ防止基本方針にしても、「山口市」とついています。山口市の独自性はどこに出てくるのかという目で見たときに、確かに、速報カードとかそういった手法については、山口市独自のものだろうというふうには思います。

ただ、ほかのところをざっと見た限り、山口市を防府市にかえても何ら問題のない防止計画、基本計画、基本方針になっているところが、何か山口市としての特徴というのをもっとアピールできないのかと。むしろ基本方針だから、そういうことはする必要がないのかと、自分の中で自問自答したりしながら考えているのですが。

資料6、7ページの最後の検証及び考察のところ、わざわざ「本市は」という言い方で、「本市は、小・中学校においてコミュニティ・スクールや地域協育ネットの取り組みにより、云々」と書いてあります。

「本市は」と書いてあるからには、やっぱり本市の特性として、これを見られているのだろうなと。そうすると、この基本方針の中にも、それと整合性をとっていくとするならば、むしろ防止の部分ですね、いじめ防止に対して地域との連携とか、そんな山口市としての何か個性みたいなものが出せないのかなというふうな気持ちでいます。

いじめが起こったときにどうするかとか、そういうことについてはどこも同じだと思います。むしろ、防止のほうでしっかりと市の特性を出して防止に努めるというところが、地域との連携として、書いてあります。書いてあるから確かにそうなのですが、これは、どこでも同じだろうなというふうな気がして。自分の思いが思うように表現できませんが、何かそんな思いがしています。

それと、もう一つは、確かに人権教育は大事です。道徳教育で防止に努めます。それも大事ですが、最終的にいじめが起こる学級は、学級の中が乱れている。つまり学級経営がうまくいっていないというところがありますね。この学級経営を基盤にして、先生の特性によって、人権教

	<p>育を柱にして学級経営をされるとか、道徳を柱にして学級経営をされるというふうなことなのかな。でも、いじめの防止となれば、基本的には学級経営が、とても大事な点だろうなというふうに思います。</p> <p>だから、一項目を読めば何ら問題はないのですが、脈絡として見たときに、何となく血が通わないというか、温かみがないというか、そんなところで、もっと温かみのある方針が出たら山口市らしくなると思います。自分でもどうしようもないのですけれども、以上のようなことを感想として思っています。</p>
<p>藤本教育長</p> <p>江山学校教育課長</p> <p>藤本教育長</p> <p>山本委員</p> <p>藤本教育長</p> <p>宮原委員</p>	<p>ありがとうございました。事務局から何かありますか。</p> <p>平成26年に策定したときは、AFPY（アスピー）の5つの視点による学校づくり、いじめ速報カードの使用、サポートチームの派遣、この3つが、山口市の特色でございますと、私が4年前に説明した覚えがございます。</p> <p>今回もそれを十分に入れておりますが、速報カードについては、この間、議会でも話題になりましたので、改良を加えてよくなっております。サポートチームについても、スクールソーシャルワーカーさんとかスクールカウンセラーさんについて記載しております。</p> <p>山口市としてのということは、5ページの上に、本市では、地域と一体となった学校づくりとしてというコミュニティ・スクールのことを扱っておりますが、そのことをただ書いているだけで、事例云々というところまで言及してないので、しまったなと感じております。</p> <p>また、学級経営については、いじめのない学校づくり、心の教育という部分での記述なので、詳細には触れていなかったもので、少し時間をいただいて、検討させていただき、記述できるようなら、委員がおっしゃったことを参考にさせていただこうと考えております。</p> <p>ありがとうございます。表現の問題と、いじめ防止について、市の独自性を出すということで、検討したいと思います。山本委員、よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ありがとうございました。 では、その他ございましたら。 宮原委員。</p> <p>言葉の表現の問題から確認させていただきたいのですが、3ページの2番目の段落ですけれども、暴力を伴わないいじめとして括弧つきで(仲間はずれ・無視・陰口)と書いてありますけれども、いじめの形としては、この場合は仲間はずしというふうに、仲間はずれは、はずされた状態なので、いじめの行為自体は仲間はずしという表現になると思います。 それから、「いじめ」行為をどう認識するかについて、「いじめは許</p>

	<p>されない」、「いじめは人として許されない」、「いじめは人間として許されない」というような少しずつ違った表現がいろいろ出てきます。</p> <p>例えば、3ページ4段落目には、「いじめは人間として絶対に許されない」。また、4ページ4番「いじめ防止等に向けた山口市の重点取組」という段落には、「いじめを防止・根絶するためには『いじめは絶対に許されない』『いじめは卑怯な行為である』との認識の下に」と記述されています。</p> <p>「いじめ行為」の認識を共有するためには、表現を統一した方が良いのではないかと思います。いじめは人権侵害行為であることから人として許されないのだという認識を共有するための統一した表現があればと思います。</p> <p>それから、8ページのいじめに関する調査研究等の実施、先ほど概要版で御説明いただいた新しく入った項目です。これは、調査委員会というのとはまた別のものですよ。</p>
<p>江山学校教 育課長</p>	<p>教育委員会の生徒指導部というのがありまして、生徒指導担当の会議の中でそういった調査等を行いながらということでございます。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>位置づけがわからなかったのですが、生徒指導部ということですね。</p> <p>それから、一般の人にはあまりよくわからないと思う言葉が、16ページの上から2行目にあります。各教科の後に領域とありますけど、領域という意味がよくわかりません。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>特別活動や道徳のことで、教科以外のその他の領域ということ。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>教科以外のということですね。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>このままではわかりづらいので、言葉を変更したいと思います。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>そうですね。それと16ページの⑤ですけれども、この⑤も一文となっていて長いです。文を切っていったらよいと思います。</p> <p>インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい。その一方で、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与え、将来にわたって深刻な影響を及ぼす可能性があることを、これは児童生徒が理解するのですか。</p> <p>研修は教職員ですよ、教職員の研修を行う。児童生徒も行うのですか。誰に対しての研修なのか、先生に対してなのか。児童生徒が正しく理解できるように、先生たちが研修をするということですね。</p> <p>それから言葉ではないのですけど、気になったのが、17ページの⑧番自殺予防教育の導入のところの3行目です。児童生徒がみずから命の危機を乗り越える力、それから、児童生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身につける、「自殺予防教育」と書いてあります</p>

	<p>が、児童生徒がみずから命の危機を乗り越える力というのが難しい。難しいというか、強くなりなさいというような感じに聞こえると少し違うかなという気もしています。このあたりのところを、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと御相談されると、ふさわしい表現が出てくるかと思います。いろいろなふうに捉えられてしまうデリケートな言葉なので気になったところです。</p> <p>それから、その⑧の一番下のハイリスクの「子供」が漢字になっています。これは、文科省の自殺予防の後ろの資料に載っているところから引用されたものだと思いますけど、この基本方針の中では全部児童生徒と書いてあるので、統一していただけたらと思います。</p> <p>それから22ページの流れのところ、いじめ認知時の対応というところですが、いじめ対策委員会というのは、その設置のタイミングとか、動き出すタイミングはどうなるのでしょうか。いじめ速報カードは24時間以内となっていますが。</p>
<p>江山学校教育課長</p>	<p>いじめ対策委員会は、いじめ速報カードを出すのと同程度ぐらいに開催いたします。会の人数や構成は、ケースによりそれぞれですけれど、管理職と生徒指導担当など、関係者が集まって、すぐに動き出しております。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>ありがとうございます。基本的にはこの流れでよいと思いますが、1つのフローでは、難しいところがあるなと思います。通報者が被害者の保護者の場合はよいのですが、このときに、被害者の保護者への説明や対応がどうなるのかなと思っています。</p> <p>被害者の保護者には、担任からすぐに連絡がいくようにすると思いますので、通報者が誰かによらず、全部一緒になっているとわかりにくいと思います。ただ、これは、それぞれの学校で考えていただくようなことになるかと思いますが。</p>
<p>江山学校教育課長</p>	<p>次のページに速報カードを載せておりますけれど、速報カードは下のチェック項目を記入しながら作成しますが、市教委への情報提供と学校が早急に対応すべきことのチェック項目となっています。その辺が、フロー図と完全にマッチしているかどうか、時間的なものがなかなかうまく表現ができておりません。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>わかりました。最初の段階はいろいろなことを一遍にしないといけないのでとても大変だとは思いますが、順番を間違えたら、後から大きなことになる可能性があるので心配しています。</p> <p>しかしながら、今回の基本方針は、経過についても保護者に報告をしていくことなども記述されているので、すごく安心だなと思いました。</p> <p>それから、同じページの⑤で、職員会議の開催というのが、その上に、必要に応じてというふうに書いてありますけれども、必要に応じてというのは、職員会議を開催することですね。</p>

	<p>全教職員への周知と共通認識というのは、職員会議の開催の下の枠になるのですよね。全教職員への周知と共通認識というのは、絶対に必要ですけど、それは、別に職員会議を開かなくてもする場合があると思いますが、どういう感じなのでしょう。</p>
江山学校教育課長	<p>学年ごとに会議を実施し、その内容を朝礼で全学年に周知しております。ただ、学年をまたいだようなどきには、当然に職員会議を実施しております。</p> <p>このことは、教員であればイメージすることができるかもしれませんが、一般の方が読まれたときに、どうイメージされるかは、委員ご指摘のように、わかりにくいところがございます。</p>
宮原委員	<p>そうですね。職員会議の開催の下に、全教職員への周知と共通認識とあるので、必要に応じてというのが出てくると、それは必ず必要だという感じになるのかなと思います。</p> <p>それから、25ページ1行目の管理職や生徒指導・学年主任等によるいじめ対策委員会ですが、括弧が片括弧になっています。</p>
江山学校教育課長	<p>これは、いじめ問題調査委員会の提言から引用した際に、錯誤したものでございます。</p>
宮原委員	<p>わかりました。その下の黒い太線の括弧が、括弧というか枠の2行目ですが、「当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し」とありまして、いじめ対策組織となったり、いじめ対策委員会となったりしています。</p> <p>でも、この括弧の中の言葉は、どこかから引用してきたということですよ。それで違う言葉になっているのだと思います。いじめ対策委員会というのと いじめ対策組織は、山口市においては同じものなのですよ。山口市の場合は、いじめ対策組織であるいじめ対策委員会を設置しているということだと思いますけど、それが統一されていません。</p>
江山学校教育課長	<p>できるだけ統一します。</p>
宮原委員	<p>それから、26ページの(6)です。ここは、前回のいじめ防止基本方針からそのまま変更がありません。前回のときは、特に意識していなかったところですけども、被害児童生徒への指導・支援と書いてあって、その下の行に、共感的理解、スクールカウンセラー等による心のケアと書いてありますけれども、その行は指導・支援の具体的なものですか。並列ではないですよ。</p>
江山学校教育課長	<p>具体的なものになります。</p>
宮原委員	<p>具体的な内容は、支援という意味合いのものが強いので、支援・指導としたほうがよいと思います。</p>

	<p>それから、34ページの(3) いじめている児童生徒への対応というところで、前回と違って新しいというか、新たな内容のものかなと思いますけど、一番下の2行で、「教育委員会は、いじめられた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等、弾力的な対応を検討する」ということで、いじめている側の児童生徒の就学を変更することも検討しますよということが新たに入ったということですね。</p>
<p>江山学校教育課長</p>	<p>それは、国の方針等に載っているものを使っております。</p>
	<p>宮原委員</p> <p>そうなのですね。この辺のところは難しく、議論になっていったところだったなと思ったので、慎重にしなければいけないけれども、そこも選択肢にないと、いじめられているお子さんを守れないなという。</p> <p>それから、36ページの4行目、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取しというところの、「心情」が「心」になっています。</p> <p>以上です。たくさん膨らみましたが、それだけ具体的になっているなというふうに思いました。</p> <p>検証委員会にかかわりましたこの件、このいじめのことが、当時、いじめというふうに認識できなかったということが、私にとっても大きな反省点で、いじめという認識ができなかったということから重大事態ということへの認識につながらなかったの、それをこのいじめ防止の基本方針の中で、きちんとこれがいじめかどうかということを検証、認識するために使えるようにすることが大事だなと思います。</p> <p>私も当時の反省としては、ナイフによる傷害事件が起きたというような現象に目を奪われてしまって、二人の関係性というものを確認することを怠ってしまったので、生徒同士のトラブルが起きたときは、外から見たら傷害であり、いじめではないようにみえても、関係性をしっかり確認し、いじめがないかということを見ていく。その二人の関係性のほうに焦点を当ててみていくということが大事だと思いました。</p> <p>今後、大事になってくるのが、早い段階でのSSWの導入についてですが、これは検証委員会の報告書にも記述されているので、学校がいじめを発見すると同時にSSWがその場にいるとか、それを全校配置するのは難しいことだとは思いますが、教育委員会が把握したときに、そこにSSWを派遣するかどうかも含めて考える人が必要ということ。</p> <p>それからもう一つ。これは個人的な感覚的なことなのかもしれないので、聞き流してもらったらと思いますが、希望としては、この概要のところの目的が「市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現をめざす」、これは前回と全然変わっていないのですが、市全体でというのはすごく大事だと思います。「子どもの健全育成を図り」とい</p>

	<p>うところが私の感覚と違って、「いじめは人権侵害だ」という認識をもとにやっておられるのですから、例えば、一人一人の子どもの尊厳が守られとか、人権が尊重され、いじめのない山口市の実現を目指すというようなこと、そういう言葉がいいなと思いました。これは、皆さんで考えたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>藤本教育長 ありがとうございます。細部にわたってありがとうございました。表現も統一する、一文の長いところ、それから、わかりづらい表現、フローチャートの辺、その辺については、事務局が修正いたします。よろしくをお願いします。</p> <p> よろしいですか。</p> <p>山本委員 2件ほど。</p> <p> 1ページの「策定から」という文章の末尾に、「全てが円満な結末となっているわけではありません」とあります。何かドラマのようなハッピーエンドをイメージされて、こういうふうにかかれたのだろうと。気持ちはとてもよくわかるし、ニュアンスもとてもよく伝わってくるのですが、これが一般性のある言葉として、3ページの下半分のアンダーラインが引いてある「いじめが確実に解決するまで」とあるように、ここも「全てが確実に解決しているわけではありません」と書いても伝わるかと思います。</p> <p> 次に、4ページの(2)の表題ですが、山口市の教育基本振興計画の中では「きめ細かな」という言葉が使われています。ここは「きめ細やかな」と、意味合いがどう違うのか調べてみましたら、細かなというのは、扱いと捉え方が細部にわたっていて、配慮が行き届いたさまであるらしいです。細やかというと心づかい、心配り、心がこもっている様子らしいです。どちらが適切なかの判断はしませんが、今まで振興計画のほうが細かなという使い方であるので、そちらのほうが、統一感があっていいかなと思います。</p> <p> 以上です。</p> <p>藤本教育長 ありがとうございます。その他ございますか。佐々木委員。</p> <p>佐々木委員 いくつかあるのですが、⑤と⑥を合わせる形でお尋ねさせていただきます。⑥のいじめ対応検証委員会は、⑤の32ページの図の中に位置づいていますでしょうか。</p>
	<p>江山学校教育課長 これは、任意の委員会なので位置づけておりません。</p> <p>佐々木委員 任意ということは、今回は、たまたま対応を検証する委員会を例外的に設けましたが、フローチャートの中に位置づくようなものではなかったということですよね。</p> <p> となると、この対応検証委員会というのは、どのようなときに位置づ</p>

	<p>くことになりますか。同じメンバーの方が5人いらっしゃいますよね。最近の県内の他のいじめ問題などは、調査委員会のメンバーに対してクレームがつくみたいなのもあったりして、この対応検証委員会が調査委員会を含めて、どういう調査をしたかを含めてクリティカルに検討するというのであれば、本来はもう少しメンバーが別の人でもよかったのかもしれない、後になって思ったりしています。あるいは、検証委員会の1つ前の調査委員会の委員そのものについても、私が言った方を委員に入れてくださいというようなことが、今後出てこないとも限らないというようなこともありますし、公開されるということもありますので、位置づいてないものをなっているというようなことで、いいのかなどうか。</p> <p>いいようにも思いますけど、位置づけなかったことを理由にして、そのことを問われる可能性があるとは思いますが、そのときにどう答えるべきなのかということが気になったところです。</p>
<p>江山学校教育課長</p>	<p>今回の事案が起きた当初は、学校の調査報告書でいけるだろうと思っておりましたが、多方面から調査委員会をやりましょうと声がかかり、開催に至った経緯がございます。</p> <p>調査委員会の中で、対応についてもかなりの部分、指摘をされてまいりました。それを議会に報告したときにも、その対応について御指摘をいただいたところがございます。調査委員会は、事案が発生するまでのことが対象になりまして、その対応を検討する中で、対応検証委員会を任意で開催したものでございます。</p> <p>本来的には、調査委員会の中で、いじめに係る経緯と事後の対応の検証についても実施していただけます。今回は一連の流れの中で検証委員会を開催いたしました。今後は、調査委員会の中で対応できるものと考えています。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>基本的には、調査委員会の中の仕事ということですね。</p> <p>それから、字句の問題ですけども、⑥の4ページの上から2段落目の1行目です。「できなかったことから」ではないかと。</p> <p>それから、以前の教育委員会定例会議で触れたことで、調査委員会でも、そして検証委員会でも指摘されていることで、私自身の考えと少し異なることですが、4ページの下の方ですが、いじめの認知そのものを行って、直ちに組織的な対応を行うということです。総論としてはそう思うのですが、このあり方というのは、速報カードを提出していただいて、それを書いた側といいますか、訴えかけた側はその段階で認知されたというふうに、恐らく捉えて、そこでも、いじめそのものがいじめとして認知されているという、そういう行動になっているのだろうと思います。</p> <p>以前も申し上げたのは、その可能性があるものとして報告を受け取るということと、いじめとして、その段階で認知するということの意味合</p>

いが違って、ハラスメントなどの可能性があるものとして訴えは聞きま
すというのと、そこでハラスメントです、我々はそれを認めますという
ふうに即座に認識するというのはかなりの違いがあるのですが、どう
しても、現状というか、被害者に寄り添う場合にはそういうふうになら
ざるを得ないところもありますし、わからなくはないのですが、その瞬
間に認知しているということをごちらサイドが認めるということは、そ
こから即座に、組織的な対応の中には教職員に全て情報を共有してもら
うようにしてというようなことまでやるべきだということを検証委員会
にも言われており、それに応えるということは、それをしなくてはなら
ないこととなりますけども、本当にそれがいいのかというと、そうとも
思えないのが正直なところではあります。

むしろ、可能性があるものとして訴えを受けとめるというか、受け取
るという、その段階を設けるとか、あるいは、これは学校がそれをやる
べきだということまで全て言われていて、書かれていて、それはそのとお
りかなとも思うのですが、より独立した、スクールロイヤーという
ような人も配置する、学校がこういうような処理にかかわっていたら通
常の教育活動ができないというようなこともあって、中立的なインデ
pendentなそういう機関を設けるとかというような動きも出ているので、今
回はこれでいいとは思いますが、訴える先を学校ではないところ
にするというようなことも将来的にはあってもいいのかなと思っていま
す。

そのことを申し上げて、最初に戻りますけども、調査委員会の調査と
対応検証委員会のここで書かれていることというのは、メンバーが重な
っていることもあって、基本的には同じようなことが言われているので
すよね。ですから、恐らく、もう一度検証するのであれば、調査委員会
では言わなかったことが出てくるとか、あるいは、調査委員会そのもの
も批判の対象にするとかいうようなことがあったほうが、説明がしやす
いような気がします。全体的には異論があるわけではありません。

以上です。

藤本教育長	事務局、よろしいですか。
江山学校教 育課長	いろいろとすみません。参考にさせていただきました。
藤本教育長	それでは、よろしいですか。
佐藤委員	ちょっとだけすみません。先ほど意見を聞きながら、文言で思ったの ですけど、34ページのところで、いじめている児童、いじめられてい る児童がよくわからなかったです。いじめている児童ですよね。この文 章がわかりにくいのは、いじめている児童生徒への対応ですが、1文目 も3文目もいじめている生徒という言葉が出てこないですよね。 さらに、2段落目はいじめを行った児童生徒とか、いじめの加害者で

	<p>ある児童生徒となっていて、いじめられたしか出てこない。いじめられている児童生徒を守るため、いじている児童生徒に対してはとか、また、その文言と、その真ん中の段落の表現は一致したほうがいいかと。</p>
藤本教育長	<p>確かにそのとおりです。ありがとうございます。</p> <p>その他、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、報告第1号については、以上で終わりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第1号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」、事務局から説明をお願いいたします。磯部次長。</p>
磯部 教育部次長	<p>それでは、議案第1号について御説明を申し上げます。</p> <p>資料の①山口市教育委員会（定例会）議案の1ページをお開きください。</p> <p>議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成30年度教育費予算についてお諮りするものでございます。</p> <p>次の2ページから12ページまでが、平成30年度山口市一般会計予算に係る議案の写しでございます。このうち9ページをお開きください。</p> <p>9ページ一番下、款の10教育費に予算額64億1,026万1,000円を計上いたしております。</p> <p>続いて、10ページを御覧ください。</p> <p>款の11災害復旧費のうち、項の3文教施設災害復旧費に300万円を計上いたしております。</p> <p>続きまして、資料番号②の議案参考資料、こちらの2ページ、3ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、ただいま御説明申し上げました議案の説明資料として作成されます歳入歳出予算事項別明細書の写しでございます。</p> <p>2ページ、3ページの総括表に続きまして、4ページからが執行科目でございます。目と節ごとに記載しておりますので、御参照いただければと思います。</p> <p>続きまして、資料番号の③、平成30年度予算概要を御覧ください。</p> <p>表紙でございますが、平成30年度予算は、第二次山口市総合計画における各政策を具体化するものとして編成を行いまして、教育予算につきましては、政策グループの1、子育て・健康福祉と政策グループの2、教育・文化・スポーツに関する予算となっております。</p> <p>1枚めくっていただきまして、目次の右側の表でございます平成30年度教育委員会当初予算（歳出）総括表を御覧ください。</p> <p>平成30年度当初予算は、50億9,434万1,000円となっております。先ほど御説明申し上げました議案にございます教育費の予算額と異なるものとなっております。これは、こちらの数字が職員人件費を除いた、いわゆる純粋な事業費のみの予算額でございます。</p>

平成29年度と比較をいたしますと、8億7,575万3,000円の増となっておりますが、この増額の主なものといたしましては、この資料の8ページの中の事業名が小学校施設長寿命化事業費、これの3億3,141万4,000円の増がございます。

それから、9ページでございますが、中学校施設安心安全推進事業費2億4,900万円の増、また、22ページの一番下になります大内氏遺跡土地買上事業費7,289万7,000円や、23ページの上から3つ目になります名田島南蛮樋保存整備事業費9,044万9,000円の増などによるものでございます。

続きまして、資料番号の④、平成30年度当初予算資料、こちらを御覧ください。

2ページをお開きください。2ページは、山口市の平成30年度当初予算のイメージ図でございます。

山口市では、平成30年度予算を「オール山口の発展元年」予算と位置づけております。この元年には、第二次山口市総合計画スタートダッシュ「元年」、都市部も農山村も輝く「元年」、オール山口で一丸となって実行する「元年」という意味がございます。

また、事業を進めるにあたり、8つの重点プロジェクトを掲げておりまして、山口都市核と小郡都市核を中心とする「広域県央中核都市づくり」や、地域のことは地域で解決する協働による「個性と安心の21地域づくり」、将来を担う子どもたちを育む「教育・子育てなら山口」のほか、地域の産業や雇用の創出、文化・スポーツ・観光の振興、健康長寿や安全安心のまちづくり、市民サービスの向上を中心に事業に取り組んでまいります。

続きまして、6ページをお開きください。

6ページからは、ただいまの8つの重点プロジェクトごとに、主要な事業について掲載をしております。このうち教育委員会分につきましては御説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。

一番下になりますが、築山跡第1期整備事業は、築山跡のうち菜香亭跡地を中心に整備を行うもので、築山跡の本質的な価値や特徴を明らかにし、まちの魅力となるよう史跡整備を進めるものでございます。

続きまして、17ページを御覧ください。

17ページの上から3つ目になりますが、社会教育活動推進事業では、地域交流センターの活動推進委員会が行う社会教育・生涯学習活動を支援するため補助金を交付するほか、若者を対象とした社会教育事業を各地域交流センターが中心に実施いたします。

その下、地域ぐるみのスポーツの振興では、スポーツ少年団の活性化を図るため、地域における指導者の育成や大会開催に向けた支援等を行

い、活動環境の充実を図ってまいります。

それから、18ページを御覧ください。

下から4つ目になりますが、歴史文化基本構想策定事業は、本市の歴史文化資源を保護し活用するためのマスタープランとなる計画を策定するものでございます。平成29年度に続いて、策定会議の開催や文化財の把握調査を実施いたします。

次に、名田島南蛮樋保存整備事業は、国指定遺跡である名田島新開作南蛮樋の保存整備を行うもので、平成30年度は遊水地のしゅんせつを実施いたします。

次に、鑄銭司・陶地区文化財総合調査事業は、国の史跡「周防鑄銭司関連遺跡」の調査を、山口大学・山口学研究センターなどと連携して進めている事業でございまして、平成30年度は発掘調査とシンポジウムなどの普及活動を実施いたします。

次に、常德寺庭園保存整備事業は、国の指定名勝「常德寺庭園」の保存整備でございまして、平成30年度も引き続き、保存整備工事を実施いたします。

続いて、19ページを御覧ください。

19ページからは、重点プロジェクト3のうち、先進の教育環境づくりの取り組みでございまして、これも順に説明をさせていただきます。

はじめに、小中学校の全教室へのエアコン整備につきましては、今年度、エアコン整備に係るPFI方式などの民間手法を含めて導入の可能性について調査を行ったところでございます。この調査業務の報告に基づきましてPFI方式による整備を基本に進めることといたしまして、平成30年度中に、PFI方式での事業者の選定を行うにあたって、専門的な知識を有する業者とアドバイザー契約を締結することとしております。

次に、情報教育環境整備事業では、ICT機器の導入、情報教育専門員・支援員の配置など、小中学校のICT教育の環境づくりを進めてまいります。電子黒板につきましては、平成30年度で、全小中学校への整備が完了いたします。また、タブレット端末は、平成30年度で全小学校への整備を完了し、平成31年度で全中学校への整備を完了する予定でございまして、また、デジタル教科書につきましては、平成30年度において、全小学校の学年ごとに2教科分を選択してもらい、それを導入することといたしております。

次の項目になります。平成32年度からの小学校の英語の教科化等に対しまして、外国語教育研究事業として、小学校における英語の授業の中心を担う教員の英語力、英語指導力の強化を目的に研修等の実施を新規事業として行うものでございます。

英語指導助手配置事業では、小学校における英語指導助手を6名から

8名に2名増員して、中学校の4名と合わせて12名の体制に強化をいたします。

グローバル人材育成事業では、英語教育に係るものとしましては、新たに幼児と留学生の交流を通じた外国語体験などの事業を実施いたします。

次に、コミュニティ・スクール推進事業、地域ぐるみ子育て支援推進事業では、引き続き開かれた学校づくりを行うため、特色ある学校づくり、学校経営の研究と実践について支援を行いますとともに、平成30年度は、山口ゆめ花博を飾る5万本の花を育てる「花育プロジェクト」を通じて、児童生徒の豊かな心を育てる機会をつくってまいります。

また、地域が有する人材や教育力を発掘、活用する地域ぐるみの子育てを展開するため、各地域におけるコーディネートを継続して行うとともに、やまぐち路傍塾の活用や、市費の負担での社会教育主事の配置などを行ってまいります。

次に、子ども芸術体感事業では、子どもたちへの演劇や音楽講演などの鑑賞機会の提供などによりまして、子どもたちの感性を育む取り組みを進めてまいります。

また、山口情報芸術センターと連携し、小中学校の児童生徒を対象に、体験型ワークショップ（スポーツハッカソン等）を実施いたします。

さらに、市内の小学校におきましては、山口ゆめ花博への社会見学を実施いたします。

続いて、20ページを御覧ください。

教員の働き方改革を進める取組として、学校と教員が担う業務について、地域や保護者等との共通理解を進めるとともに、教員業務アシスタント7名の配置や部活動指導員15名の配置を行います。

地域ぐるみのスポーツ振興と鑄銭司・陶地区文化財総合調査事業は、先ほど御説明したとおりでございます。

学習支援事業では、特別支援教育補助教員、確かな学力アシスト補助教員、観察実験アシスタントなどを各学校に配置し、児童生徒の確かな学力向上を図ることとしております。

また、平成30年度からは、市内の小中学校に通う在留外国人の子どもたちへの対応として、日本語指導補助員を配置いたします。

日本一“本”を読むまちづくりでは、中央図書館開館15周年リニューアル事業により、図書館や街なかにおいても本に出会うことができる環境づくりを進めてまいります。

図書館資料整備事業、図書館活用推進事業では、市立図書館6館におきまして、計画的な図書資料の整備・更新を進めるとともに、図書館利用者の増加と利用者層の拡大を図るための各種講座や企画・展示、イベント等の開催等を、第三次図書館サービス計画を踏まえて実施すること

としております。

また、移動図書館管理運營業務では、移動図書館（ぶっくん1号車）の更新を、学校図書館整備推進事業では、小中学校の学校図書館の学校司書を小学校に16名、中学校に8名配置いたしますほか、読書ノートの配布などを行うこととしております。また、学校図書館の管理システムの更新を実施することとしております。

「児童数増加校への対応」では、小学校施設増改築事業といたしまして、平成30年度は、小郡南小学校校舎の増改築工事を実施いたします。

また、小学校プール改修工事といたしまして、大歳小学校の低学年のプールの新設と老朽化したプールの更新・整備等を進めてまいります。

次に、21ページでございます。

「こまめな予防保全改修で学校施設を長持ち」では、市内小中学校施設につきまして、予防保全型の長寿命化工事などを順次進め、児童の安全安心を確保いたします。

平成30年度につきましては、記載しております各事業を実施することとしております。

次に、「吊り天井の撤去工事100%完了」では、平成27年度の小学校施設等耐震化率100%の達成に続きまして、平成30年度で全ての小中学校の屋内運動場におけるつり天井の撤去を完了いたします。

なお、参考として記載しておりますように、撤去を早期に完了するため、今年度、この3月の補正予算におきましても、つり天井の改修の予算を計上し、前倒しで実施することとしております。

いじめ・不登校への対応強化では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを積極的に活用できる体制づくりに加え、平成30年度は、新たに1名、専門相談員を増員し、2名により家庭訪問やカウンセリング体制の強化を図ることとしております。

また、教育支援センターあすなろ第2教室につきましては、今年度末から平成30年度にかけて増築工事を実施いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

藤本教育長	それでは、議案第1号について御意見、御質問等ございませんか。
竹内委員	②の26ページ、節のところの非常勤職員報酬ですけど、事務嘱託5号4人というのは、教員業務のアシスト等になるわけですか。
藤本教育長	事務局、わかりますか。原田課長。
原田教育総務課長	中学校費の非常勤職員事務嘱託5号でございますけども、この4人につきましては、教員業務アシスタント業務ということで、大規模校、鴻南、大内、平川、小郡中に配置いたします嘱託職員を想定いたしております。
竹内委員	わかりました。ありがとうございます。
藤本教育長	よろしいですか。ほかにございませんか。

	<p>それでは、ほかに意見や御質問ないようでしたら、議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」、事務局からお願いいたします。</p>
伊藤教育施設管理課長	<p>議案第2号について御説明申し上げます。</p> <p>資料番号①山口市教育委員会(定例会)議案の13ページをお開きください。</p> <p>議案第2号は、平成29年度教育費の補正予算についてお諮りするものでございます。</p> <p>続いての14ページから21ページまでが、平成29年度山口市一般会計補正予算に係る議案の写しでございます。</p> <p>18ページを御覧ください。</p> <p>18ページ一番下の款10教育費で、補正額1億3,641万8,000円を計上いたしております。</p> <p>続きまして、資料番号②議案参考資料の50ページをお開きください。</p> <p>この50ページ、3月補正予算の概要の(1)増額補正の表を御覧ください。小学校施設安心安全推進事業1億4,000万円、中学校施設安心安全推進事業1億5,000万円、計2億9,000万円を追加計上しております。</p> <p>同じく60ページを御覧ください。</p> <p>60ページの小学校施設安心安全推進事業費といたしまして、国の補正予算により交付金追加内示が見込めることとなりましたので、この交付金を活用し、屋内運動場のつり天井撤去等の改修工事を行うものです。</p> <p>この一番下の表に、天井撤去スケジュールを示しております。今年度、アンダーラインでお示しいたしている2校の撤去等工事を前倒して実施することといたしております。</p> <p>続いて、61ページを御覧ください。</p> <p>中学校施設安心安全推進事業費も小学校と同様、国の補正予算による追加内示の交付金を活用し、屋内運動場のつり天井撤去等の耐震工事を行うものでございます。</p> <p>一番下の表に、天井撤去スケジュールを示しております。今年度、アンダーラインでお示しいたしておる2校の撤去等工事を前倒して実施することといたしております。</p> <p>続きまして、繰越明許費のうち教育施設管理課所管分について御説明いたします。</p>

	<p>資料番号①の20ページをお開きください。</p> <p>款10教育費、項2小学校費につきましては、小学校施設長寿命化事業に係る経費のうち1億2,820万円、小学校プール改修事業に係る経費のうち1,500万円、小学校施設安心安全推進事業に係る経費のうち1億5,960万円を翌年度に繰り越そうとするものでございます。</p> <p>このうち小学校施設長寿命化事業と小学校プール改修事業につきましては、関係者との調整に不測の期間を要したものの、小学校施設安心安全推進事業につきましては、先ほど増額補正で御説明いたしました来年度以降に予定しておりました小学校の屋内運動場のつり天井撤去等改修に係る費用につきましては、本年度に前倒しますものを翌年度に繰り越そうとすることが主な理由でございます。</p> <p>次に、款10教育費、項3中学校費につきましては、中学校施設増改築事業に係る経費のうち3,810万円、中学校施設長寿命化事業に係る経費のうち1億9,900万円、中学校施設安心安全推進事業に係る経費のうち1億5,450万円を翌年度に繰り越そうとするものでございます。</p> <p>このうち中学校施設増改築事業と中学校施設長寿命化事業につきましては、関係者との調整に不測の期間を要したものの、中学校施設安心安全推進事業につきましては、先ほど増額補正で御説明いたしました来年度以降に予定しておりました中学校の屋内運動場のつり天井撤去等改修に係る費用につきましては、今年度に前倒ししますものを翌年度に繰り越そうとすることが主な理由でございます。</p> <p>以上で、教育施設管理課所管分の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>続けて、磯部文化財保護課長。</p>
磯部文化財保護課長	<p>引き続き、文化財保護課所管分について御説明申し上げます。</p> <p>資料は、同じく議案集①の20ページを御覧ください。</p> <p>款10教育費、項5社会教育費、指定文化財保存助成事業に係るものでございます。</p> <p>徳地地区にございます国指定重要文化財月輪寺薬師堂のかやぶき屋根について、老朽化に伴うふきかえの希望が出されておったところでございます。こうした中、国庫補助の事業採択が平成30年2月1日付でなされたところでございますが、年度内に事業が終了しない可能性がございますため、国庫補助に伴う山口市の補助金として87万1,000円を上限として平成30年度に繰り越そうとするものであります。</p> <p>文化財保護課所管分についてよろしくお願いいたします。</p>
藤本教育長	<p>続けて、磯部教育部次長。</p>
磯部教育部次長	<p>それでは、戻りますけど、資料番号②の50ページを御覧ください。</p> <p>先ほど、(1)で増額補正の説明を申し上げまして、増額の部分と、それから減額の補正もでございます。減額につきましては(2)の表のと</p>

	<p>おりでございます、入札による落札減や事業の一部中止のほか、事業の実績などによって予算を整理いたすものでございます。</p> <p>(2)の減額となる額は、合計で1億6,010万6,000円でございます。</p> <p>議案の第2号につきまして、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第2号について、御意見や御質問等はございませんか。特に、御意見、御質問がないようでしたら、議案第2号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定いたします。以上で、本日の付議案件については終了いたしました。</p> <p>次回の定例会は、こちらの第2会議室で、3月23日金曜日、午後2時30分からの予定でございます。</p> <p>以上をもちまして、平成30年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>
署名	<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成30年2月15日</p> <p style="text-align: right;">教育長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">会議録調製 _____</p>